

奈良県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
片岡台薬局	北葛城郡上牧町片岡台二―一三 ―一六	平成二十九年十一月一日
なでしこ薬局	桜井市大字桜井五五―四	平成二十九年十一月一日
医療法人小向井歯科クリニック	生駒郡平群町北信貴ヶ丘一丁目 五二四―一	平成二十九年十一月一日
森戸皮フ科クリニック	大和郡山市小泉町東一丁目六番 地四	平成二十九年十一月一日
サン薬局高田店	大和高田市磯野北町六―六	平成二十九年十二月一日
六花薬局	香芝市穴虫七二番一	平成二十九年十二月一日
社会医療法人高清会天理透析クリニック	天理市杉本町二八七番地一	平成二十九年十二月一日